

## 奈良工業高等専門学校FD実施要項

平成15年4月1日制定

平成29年3月9日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育における教員の資質と能力の向上を図るため、組織的かつ継続的な取組を行うこととし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(FD委員会)

第2条 本校に、次の各号に掲げる事項について、FD（ファカルティ・ディベロプメント）の基本事項を審議し、それらを実施するため、FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 FDの計画立案に関すること
- 二 FDに関わる調査，研究，指導及び啓蒙に関すること
- 三 その他，委員会が特に必要と認めたこと

(組織)

第3条 委員会は、奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長は必要に応じて委員長補佐を置き、その任を委ねることができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(他の委員会等との連携)

第6条 委員会は、他の委員会等と相互に連携し、本校のFD活動を効果的に推進する。

(事務)

第7条 FDの実施に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。